

# 建設工事及び工事関連業務委託の

## 契約約款改正のお知らせ

令和8年4月1日以降に締結する契約案件から、各契約約款を一部改正します。

### ○改正の内容

#### (工事)

#### 1 請負代金内訳書に明示する項目の追加について

適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建退共掛金）について、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとしました。

#### 2 コミットメント条項の新設について

受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者を支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者とその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を追加することとしました。

#### 3 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化しました。

#### (工事、業務委託)

#### 4 遅延利息の率の改正について

国の改正に準じて、遅延利息の率を「年 2.5 パーセント」から「年 3.0 パーセント」に改正しました。